

株主各位

東京都江東区有明三丁目5番7号 T O C有明

藤倉コンポジット株式会社

取締役社長 **森田健司**

第143回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第143回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスへの感染防止のため、株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、2022年6月28日(火曜日)午後5時25分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) から議決権を行使いただくことが可能です。インターネットによる議決権行使に際しましては、2頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。なお、機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月29日(水曜日)午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都江東区有明三丁目5番7号 T O C有明4階 EASTホール |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第143期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第143期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |

以 上

~~~~~  
株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により前ページの対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.fujikuracomposites.jp/>）より発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

### 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

#### 【QRコードを読み取る方法「スマート行使」】

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。議決権行使コード及びパスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトログインすることができます。
2. 画面の案内に従って賛否をご入力ください。



#### 【議決権行使コード・パスワードを入力する方法】

1. 議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスください。
2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。
3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。併せて、株主様が実際にご使用になる新しい「パスワード」をご設定ください。「議決権行使コード」及び「パスワード」は、本総会終了後まで大切に保管願います。なお、「議決権行使コード」及び「パスワード」のご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
4. 画面の案内に従って賛否をご入力ください。

#### 【その他ご案内】

1. 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
3. 議案に対し賛否（または棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
4. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金等が必要となる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

#### 【お問い合わせ先について】

インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号 0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

# (提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍の影響を受けたものの、ワクチン接種の普及や各種政策により消費活動が再開する等、経済活動は持ち直しの動きが見られました。一方で、長期化するサプライチェーンの混乱や原材料価格、物流費、人件費等の上昇が懸念される状況もあり、景気の先行きについては不透明な状況が続いております。

当社は、2021年10月25日に創立120周年を迎えました。今後も、「くらし」「ものづくり」「エネルギー」「いのち」「レジャー」をささえることを事業ドメインに、お客様のニーズにきめ細かくお応えしてまいります。

当連結会計年度の売上高は371億9千万円（前年同期比27.0%増）、営業利益は41億6千万円（前年同期比255.0%増）、経常利益は47億7千8百万円（前年同期比206.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は40億6千2百万円（前年同期比243.5%増）となりました。

なお、当連結会計年度は全ての項目（売上高、営業利益、経常利益、当期純利益）で過去最高となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

#### 産業用資材

工業用品部門は、年度後半より原材料価格の上昇や供給の遅れなどが発生し始めたものの、自動車関連・住宅設備関連ともに世界的に好調な需要に支えられ、増収増益となりました。制御機器部門は、引き続き半導体・液晶市場の設備投資が好調を維持し、また、医療市場も堅調に推移し増収増益となりました。

この結果、売上高は234億1千6百万円（前年同期比23.1%増）、営業利益は11億5千1百万円（前年同期比202.4%増）となりました。

#### 引布加工品

引布部門は、自動車及び電気・電子関連の好調が継続し、増収増益となりました。印刷材料部門は、輸出の受注回復があり、また生産体制見直しの効果と円安の影響により、増収増益となりました。加工品部門は、電力関連向け及び産業用資材関連は比較的堅調に推移しましたが、舶用品の国内市場向けが低迷し、減収減益となりました。

この結果、売上高は42億8千9百万円(前年同期比2.0%増)、営業利益は6千2百万円(前年同期比58.2%増)となりました。

### スポーツ用品

ゴルフ用カーボンシャフト部門は、米国モデル『VENTUS』と日本モデル『SPEEDER NX』が日米で多くのツアープロに使用され、一般ユーザーへの認知が広がり、自社ブランド商品の販売が国内外で好調に推移し、さらにクラブメーカー向けOEM品の受注が増えた事により、増収増益となりました。アウトドア用品部門は、ハイキング市場が回復基調にあるものの物流の遅れ等により在庫不足になっておりましたが、第4四半期に入り海外生産の回復が進み、増収増益となりました。

この結果、売上高は91億1千9百万円(前年同期比60.4%増)、営業利益は34億9百万円(前年同期比175.2%増)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は3百万円減少し、営業利益は1百万円減少しております。

### その他

運送部門は、売上面では前年度のような主要顧客の休業等の影響もなく堅調に推移しましたが、原油価格の高騰の影響を受け燃料費がかさみ、減収減益となりました。

この結果、売上高は3億6千4百万円(前年同期比0.8%減)、営業利益は7千1百万円(前年同期比4.9%減)となりました。

| セグメント区別 | 売上高       | 生産高(受注高)  |
|---------|-----------|-----------|
| 産業用資材   | 23,416百万円 | 24,359百万円 |
| 引布加工品   | 4,289     | 4,656     |
| スポーツ用品  | 9,119     | 4,493     |
| その他     | 364       | 364       |

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は6億9千9百万円で、主な設備の内容は次のとおりであります。

原町工場 変電所改修・更新

原町工場 シャフト裁断機

### ③ 資金調達の状況

当社グループの主な資金需要は、原材料費、製造費、人件費、販売費及び一般管理費等の営業費用並びに固定資産等にかかる投資であり、主に自己資金により賄い、必要に応じ銀行借入等により対応しております。

また、自己株式の購入及び今後の設備投資等の資金需要に備え、2021年11月に株式会社三井住友銀行とコミットメントライン契約(契約総額2,000百万円)を締結しております。更に今後においては第三者割当による新株予約権行使による資金調達を予定しております。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分                 | 第140期<br>(2019年3月期) | 第141期<br>(2020年3月期) | 第142期<br>(2021年3月期) | 第143期<br>(2022年3月期) |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 売上高                 | 33,438              | 31,999              | 29,275              | 37,190              |
| 経常利益                | 838                 | 833                 | 1,557               | 4,778               |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 581                 | 390                 | 1,182               | 4,062               |
| 1株当たり当期純利益          | 24円84銭              | 16円71銭              | 50円56銭              | 180円58銭             |
| 総資産                 | 35,581              | 35,626              | 34,875              | 37,750              |
| 純資産                 | 24,178              | 23,813              | 24,819              | 27,473              |
| 1株当たり純資産額           | 1,033円39銭           | 1,017円81銭           | 1,060円81銭           | 1,304円24銭           |

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第143期の期首から適用しており、第143期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                              | 資 本 金     | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                          |
|------------------------------------|-----------|----------|----------------------------------|
| 株式会社キャラバン                          | 156百万円    | 100%     | アウトドア用品の販売                       |
| 藤栄運輸株式会社                           | 10百万円     | 100      | 運 送 事 業                          |
| Fujikura Composite America, Inc.   | 4,000千米ドル | 100      | ゴルフ用カーボンシャフトの販売                  |
| IER Fujikura, Inc.                 | 3,800千米ドル | 100      | 工業用ゴム製品の製造販売                     |
| FUJIKURA GRAPHICS, INC.            | 150千米ドル   | 100      | 印刷用ブランケットの販売                     |
| 杭州藤倉橡膠有限公司                         | 40,036千元  | 100      | 工業用ゴム製品の製造販売                     |
| 安吉藤倉橡膠有限公司                         | 149,465千元 | 100      | 工業用ゴム製品の製造販売                     |
| FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG, INC. | 2,947千米ドル | 100      | 産業用資材、引布加工品及び<br>ゴルフ用カーボンシャフトの製造 |

(注) 表示単位未満を切捨てて表示しております。

### ③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、ワクチンの普及で一時は収束するかと思われましたが、変異株の拡大で再び脅威になり、未だにその勢いは収まらず、仕事や生活が大きく変わりました。わが国経済においても、不安定な状態であり、今後も状況に注視する必要があります。

このような状況の中、当社グループは、引き続き、多様なステークホルダーとの適切、かつ継続的な協力関係の下で、豊かな社会の実現に向けて貢献していくことを経営理念、事業理念の中に謳い、当社グループの経済的及び社会的な企業価値を中長期にわたって安定的に向上させることをめざし、企業価値の安定的、かつ着実な成長を示す指標として、売上高営業利益率（連結）7%以上、自己資本比率（連結）60%以上、ROE（連結）7%以上を掲げて、中長期的な経営戦略を推進しております。しかしながら、2023年3月期からは売上高営業利益率（連結）10%以上、自己資本比率（連結）60%以上、ROE（連結）10%以上を指標とさせていただきます。

そして、事業等のリスクの発現による経営戦略に対する悪影響を最小限に留めるため、当社グループでは、次のような課題に取り組んでまいります。

##### ① 事業の多様化

収益の源泉である事業を多様化し、収益構造を強化するため、当社は、次に掲げるような対応をより一層加速して進めてまいります。

- イ. 海外現地法人の生産能力を拡充し、拡大する海外マーケットにおける事業活動のさらなる強化を進める。
- ロ. 新事業の確立、新製品のタイムリーな投入によって、当社グループ及び事業の収益力をより向上させ、収益基盤を確固たるものとする。
- ハ. 技術改善や生産方式の見直しに積極的に取り組み、高い品質基準の日本企業との長年の取引の中で培ってきた品質水準を維持しながら、生産効率を高め、世界的な市場の中での収益力を強化する。

##### ② 急速な技術革新への対応

当社グループは、これまで顧客の要望に十分応えられる技術力を培ってまいりましたが、今後もこの技術面での優位を保って当社製品の収益力を拡大・向上に努めるとともに、新たな事業の強固な技術面の基盤を構築するべく、技術開発に積極的に投資してまいります。

##### ③ 為替動向への対応

海外子会社貸付を外貨建てとする等、為替管理を強化するとともに購買・生産・販売体制の見直し等により、為替の負の影響を緩和してまいります。

##### ④ 資源価格の変動への対応

資源価格の変動により、当社グループの営業利益が低下する局面では、状況を見極めながら必要に応じて、購買及び生産体制の効率化によるコストダウン、売価への反映等の措置を講じ、変動の影響を緩和してまいります。

## ⑤ SDGs体制の強化

当社グループはSDGs推進活動を発展させ、サステナビリティ委員会の設置を検討してまいります。また、持続可能な社会の実現を目指し、社会的責任を果たすとともに、ESG経営をととして企業の価値向上と持続的に成長するため以下の項目に取り組んでまいります。

イ. 製品の供給をととして社会の課題解決および環境負荷低減に貢献する。

ロ. 生産活動をととして廃棄物、VOCの削減に努める。

ハ. 労働環境の改善に積極的に取り組む。

## ⑥ 環境・労働安全衛生への配慮

環境については、環境負荷物質を使用しない製品の開発と供給を進めているほか、当社全事業所においてISO14001を取得し、労働安全衛生についてはISO45001を取得しております。これにより組織をとりまく脅威等のリスクを特定し管理することで組織の健全性を図り、円滑な会社運営をしてまいります。

## ⑦ 新型コロナウイルスに向けた対策

当社グループは、新型コロナウイルスの影響に対しては的確な生産活動を行うとともに、国内需要の取り込み強化を図り、海外子会社との連携を強化し、お客様のあらゆるニーズにお応えできるよう、より効率的な生産体制の構築など企業体質の強化を図ってまいります。また全社での徹底的な原価低減を引き続き実施することにより、業績の維持向上に努めてまいります。

## ⑧ デジタルトランスフォーメーション（DX）への対応

当社グループは「働き方改革」、生産性向上・業務の変革を目的とした業務改革推進プロジェクトを設置し、デジタルトランスフォーメーション（DX）等への投資を重要な課題の一つとしております。

## ⑨ その他

当社グループは、その他として以下の課題を掲げ取り組んでまいります。

イ. グループ全社の内部統制の継続推進を行う。

ロ. 健康診断等のデータを蓄積、分析し、問題点および課題点を見極め対処するために、ウェルネス委員会を設置し、健康経営を推進する。

ハ. 株式会社東京証券取引所の新市場区分適用への対応。

当社は、2022年4月4日に移行した株式会社東京証券取引所の新市場区分において「プライム市場」を選択しました。2021年7月9日付で東証より、新市場区分における上場維持基準への適合状況に関する一次判定の結果、「流通株式数」「流通株式比率」「売買代金」の各項目についてはプライム市場の上場維持基準を充たしておりますが、「流通株式時価総額」については基準を充たしていない旨の通知を受けております。2022年3月31日時点での「流通株式時価総額」は、基準を満たしております。今後は流通株式時価総額の維持を考慮し、収益性の向上、ESG経営の推進、DX化などの取り組みに併せIR活動の強化により、企業価値を継続的に向上させることを課題としております。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社16社、関連会社2社及びその他の関係会社1社で構成され、主に産業用資材、引布加工品及びスポーツ用品の製造販売での事業展開をしております。

- ① 産業用資材 当社、連結子会社杭州藤倉橡膠有限公司、連結子会社安吉藤倉橡膠有限公司、連結子会社IER Fujikura, Inc. 及び連結子会社FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG, INC. が製造販売しております。また、製造工程の一部については、非連結子会社2社に下請させております。当社グループの製品の一部は、非連結子会社1社及びその他の関係会社1社を通じて販売しております。
- ② 引布加工品 製造工程の一部については、連結子会社FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG, INC. 及び非連結子会社1社に下請させております。当社グループの製品の一部は、当社以外に連結子会社FUJIKURA GRAPHICS, INC.、非連結子会社1社及び関連会社1社を通じて販売しております。
- ③ スポーツ用品 ゴルフ用カーボンシャフトについては、当社及び非連結子会社1社で販売しております。また、海外においては連結子会社FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG, INC. にて一部を製造し、連結子会社Fujikura Composite America, Inc. が販売しております。アウトドア用品については、連結子会社株式会社キャラバンで仕入販売しております。
- ④ その他 物流部門において製品等の輸送及び保管については、主として連結子会社藤栄運輸株式会社及び非連結子会社1社が行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

- ① 本社 東京都江東区有明三丁目5番7号 T O C 有明
- ② 支店 大阪支店 (大阪市北区)
- ③ 工場 岩槻工場 (さいたま市岩槻区)  
加須工場 (埼玉県加須市)  
原町工場 (福島県南相馬市)  
小高工場 (福島県南相馬市)
- ④ 営業所 名古屋営業所 (名古屋市中区)  
勝田営業所 (茨城県ひたちなか市)
- ⑤ 子会社 株式会社キャラバン (東京都豊島区)



|                                    |                |
|------------------------------------|----------------|
| 藤栄運輸株式会社                           | (さいたま市岩槻区)     |
| Fujikura Composite America, Inc.   | (米国・カリフォルニア州)  |
| IER Fujikura, Inc.                 | (米国・オハイオ州)     |
| FUJIKURA GRAPHICS, INC.            | (米国・ニュージャージー州) |
| 杭州藤倉橡膠有限公司                         | (中国・浙江省)       |
| 安吉藤倉橡膠有限公司                         | (中国・浙江省)       |
| FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG, INC. | (ベトナム・ハイフォン市)  |

(注1) ③の小高工場につきましては、福島第一原子力発電所事故に伴い、現在も稼働を停止しております。

(注2) ⑤につきましては、連結子会社のみの記載となっております。

## (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| セグメントの名称 | 使用人数        | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-------------|-------------|
| 産業用資材    | 1,925(273)名 | 90名増(62名減)  |
| 引布加工品    | 237(32)     | 2名増(1名増)    |
| スポーツ用品   | 373(31)     | 54名増(2名減)   |
| その他      | 42(3)       | 2名増(2名減)    |
| 全社共通     | 34(0)       | 2名増(—)      |
| 合計       | 2,611(339)  | 150名増(65名減) |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 737(306)名 | —(10名減)   | 40.2歳 | 13.4年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 額    |
|-------------------------|----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 1,779百万円 |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 350      |
| 株 式 会 社 常 陽 銀 行         | 200      |

(注) 上記のほか、以下の借入があります。

- ① 三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケートローンによる借入(残高300百万円)があります。
- ② 当社は、2021年11月11日に株式会社三井住友銀行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

|        |          |
|--------|----------|
| 契約の総額  | 2,000百万円 |
| 借入実行残高 | 200      |
| 差引額    | 1,800    |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 90,000,000株
- ② 発行済株式の総数 23,446,209株
- ③ 株主数 11,317名
- ④ 大株主(上位10名)

| 株 主 名                                           | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------|----------|---------|
| 株 式 会 社 フ ジ ク ラ                                 | 47,763百株 | 22.7%   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                         | 24,059   | 11.4    |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)                              | 6,345    | 3.0     |
| 藤 倉 化 成 株 式 会 社                                 | 5,698    | 2.7     |
| 藤 倉 航 装 株 式 会 社                                 | 5,152    | 2.4     |
| 藤倉コンポジット従業員持株会                                  | 4,277    | 2.0     |
| 三井住友信託銀行株式会社                                    | 4,180    | 2.0     |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO              | 4,177    | 2.0     |
| SMBC 日 興 証 券 株 式 会 社                            | 3,918    | 1.9     |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT | 2,913    | 1.4     |

(注1) 持株数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

(注2) 当社は、自己株式を2,388,768株保有していますが、上記大株主からは除外しております。

(注3) 持株比率は、自己株式(2,388,768株)を控除し、小数点第2位を四捨五入して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

### 新株予約権等に関する重要な事項

2021年11月11日付の取締役会決議に基づき、第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行し、割当てを行っております。本新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議の日        | 2021年11月11日                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の総数      | 30,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 発行価額          | 本新株予約権1個当たり301円（総額9,030,000円）                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 目的となる株式の種類及び数 | 普通株式3,000,000株（新株予約権1個につき100株）                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の発行価額    | 当初行使価額878円（下限行使価額と同額）<br>上限行使価額はありません。<br>下限行使価額は878円（2021年11月11日開催の当社取締役会において決議した自己株式の取得に関し、2021年11月17日に決定された1株当たりの取得価額と同額）とします。<br>行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、当該効力発生日の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格の91%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げます。）に修正されますが、かかる修正後の価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。 |
| 行使期間          | 自 2021年12月10日 至 2023年12月29日                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の行使の条件   | 本新株予約権の一部行使はできません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 割当先           | 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を、SMBC日興証券株式会社に割り当てます。                                                                                                                                                                                                                                                                        |

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位       | ふりがな<br>氏名              | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                             |
|----------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>取締役社長 | もり た けん じ<br>森 田 健 司    | —                                                                                                        |
| 常務取締役          | かな い こう いち<br>金 井 浩 一   | 事業部統括<br>大阪支店長<br>工業用品事業統括部長<br>IER Fujikura, Inc. CEO                                                   |
| 常務取締役          | たか はし ひで たか<br>高 橋 秀 剛  | 管理本部統括<br>管理本部長<br>内部統制室長                                                                                |
| 取締役            | ゆ げ ち かし<br>弓 削 千賀志     | 技術製造統括<br>事業開発統括部長<br>事業所統括部長<br>杭州藤倉橡膠有限公司董事長<br>安吉藤倉橡膠有限公司董事長<br>FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG, INC. 会長 |
| 取締役            | なが はま よう いち<br>長 浜 洋 一  | 株式会社フジクラ名誉顧問<br>藤倉化成株式会社社外取締役                                                                            |
| 取締役            | さ さ き あきら<br>佐々木 聡      | プライムコンサルティング株式会社代表取締役                                                                                    |
| 常勤監査役          | う え ま つ かつ お<br>植 松 克 夫 | —                                                                                                        |
| 監査役            | ほ そ い かつ あき<br>細 井 和 昭  | 東プレ株式会社社外監査役                                                                                             |
| 監査役            | た な か きょう こ<br>田 中 響 子  | 阿部・田中法律事務所弁護士                                                                                            |

(注1) 取締役長浜洋一及び取締役佐々木聡の両氏は、社外取締役であります。

(注2) 監査役細井和昭及び監査役田中響子の両氏は、社外監査役であります。

(注3) 取締役長浜洋一、取締役佐々木聡、監査役細井和昭及び監査役田中響子の各氏を、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(注4) 監査役細井和昭氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注5) 監査役田中響子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。

#### (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| ふりがな<br>氏名              | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|-------------------------|------------|------|---------------------|
| う え ま つ かつ お<br>植 松 克 夫 | 2021年6月29日 | 任期満了 | 取締役                 |
| た か はし よし ひさ<br>高 橋 良 尚 | 2021年6月29日 | 辞任   | 監査役                 |

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、現在、当社と責任限定契約を締結しておりません。取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役はおりません。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び当該従業員であり、その保険料の全額を当社が負担しております。

当該保険契約により、被保険者がその業務執行に起因して法律上負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用が填補されることとなります。

なお、当該保険契約は、役員等の職務執行の適正性が損なわれないようにする措置のため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填されず、被保険者である役員等の自己負担としております。

### (5) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 金銭報酬等の額又はその算定方法の決定方針

取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第137回定時株主総会において定額部分として年額240百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内。ただし、使用人分給とは含まない）、業績連動部分として200百万円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は2名）、終結後9名（うち社外取締役は2名）です。

また、監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第128回定時株主総会において年額48百万円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名、終結後4名です。

取締役の報酬は、代表取締役社長が原案を作成し、独立役員へ諮問の上でその見解を踏まえ、取締役会で社長に一任することを決議し、社長が決定しております。

#### ② 業績連動報酬に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

役員の賞与及び退任慰労金を廃止して年度報酬に一本化し、社外取締役を除く取締役に対しては株主総会で決議された報酬の範囲内で報酬の一部を増減させる「業績連動報酬」を採用しております。その額については2016年6月29日開催の第137回定時株主総会において、業績連動部分は200百万円以内と決議されております。当社は、業績連動報酬の40%を株式取得目的の報酬として位置づけ、原則として「役員るいとう」に拠出して当社の株式を取得するために充てることとしており、投資家と株式価値の向上について一体感を保つためのインセンティブを与えております。

#### ③ 非金銭報酬等の内容及びその額もしくは数又は算定方法の決定方針 非金銭報酬はありません。

- ④ 報酬等の種類ごとの割合の決定方針  
取締役の報酬は、職位に応じた「固定報酬」を中心とし、連結経常利益を指標として算定される「業績連動報酬」、さらに業績連動報酬の40%を「株式取得目的報酬」としております。
- ⑤ 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針  
当社では、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬の決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。業務執行取締役については、職位に応じた固定報酬を中心としつつ、取締役の業績に対する意識の向上を目的として、連結経常利益を指標として算出する業績連動報酬を設けており、業績連動報酬は連結経常利益の一定割合を総額として、社外取締役を除く取締役の職位に基づき配分しております。当社は、業績連動報酬の40%を株式取得目的の報酬として位置づけ、原則として「役員るいとう」に拠出して当社の株式を取得するために充てることとしており、投資家と株式価値の向上について一体感を保つためのインセンティブを与えております。  
ただし、社外取締役については、独立性を重視することから、固定報酬のみとしております。  
当社は、役員の賞与および退職慰労金制度を廃止して年度報酬のみとし、年度支給額を1.2分割し毎月支給しております。取締役の個人別報酬の決定については、株主総会において決定された報酬の限度額の範囲内で、取締役会は当社代表取締役社長に個人別報酬額の決定を委任することとしたときは、委任を受けた代表取締役は個人別の報酬原案を作成し、独立役員に諮問の上、当該諮問の内容を踏まえて、報酬を決定することとしております。
- ⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項  
イ. 委任を受けた者の氏名および株式会社における地位・担当  
代表取締役社長 森田健司  
ロ. イの者に委任された権限の内容  
株主総会において決定された報酬の限度額の範囲内で、取締役の個人別報酬額を決定すること。  
ハ. イの者にロの権限を委任した理由  
代表取締役は、会社全体の業績・状況等を俯瞰する立場にあることから委任をすることが適当であると判断したため。  
ニ. イの者によりロの権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあっては、その内容  
取締役の報酬は、独立役員へ諮問の上、その見解を踏まえて決定しており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。
- ⑦ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針  
⑤に記載の通り、方針は2021年3月25日の取締役会で決定しております。ただし、株式価値の向上について投資家と一体感を保ち、報酬と株価を連動させることを目的として、業績連動報酬の40%を定時定型による自社株取得に拠出しております。なお、社外取締役は株式取得目的報酬を設けておりません。
- ⑧ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項  
社外取締役の報酬は固定報酬のみとし、業績連動要素を設けておりません。

## ⑨ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分                 | 報酬等の<br>総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |           |        | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|----------------------|---------------------|------------------|-----------|--------|-----------------------|
|                      |                     | 基本報酬             | 業績連動報酬等   | 非金銭報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外<br>取締役) | 114<br>(12)         | 94<br>(12)       | 20<br>(0) | —      | 7<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外<br>監査役) | 28<br>(12)          | 28<br>(12)       | 0<br>(0)  | —      | 4<br>(2)              |

(注1) 表示単位未満を切捨てて表示しております。

(注2) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注3) 上記の取締役及び監査役の支給人員には、第142回定時株主総会の終結の時をもって退任した1名を含んでおります。

(注4) 当事業年度末現在の取締役は6名(うち社外取締役2名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。

(注5) 第142回定時株主総会終了後の業績連動報酬の算定に用いた第142期連結経常利益の実績は1,557百万円です。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

イ. 社外取締役長浜洋氏は、藤倉化成株式会社の社外取締役であります。当社と藤倉化成株式会社の間には製品売買等の取引関係がありますが、その金額は僅少です。

ロ. 社外取締役佐々木聡氏は、プライムコンサルティング株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には人事教育に関するコンサルティング契約を締結しておりますが、その金額は僅少です。

ハ. 社外監査役細井和昭氏は、東プレ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ニ. 社外監査役田中響子氏は、阿部・田中法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には顧問契約等があり、その金額は3百万円であります。

### ② 当事業年度における主な活動状況

|     |                    | 出席状況及び発言状況                                                           |
|-----|--------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | ながはま よういち<br>長浜 洋一 | 当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案審議等につき、経営者であった経験豊富な観点から必要な発言を適宜行っております。      |
| 取締役 | ささき あきら<br>佐々木 聡   | 当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案審議等につき、コンサルタントとしての経験と幅広い見識から必要な発言を適宜行っております。 |

|                                         |                                                                                                                   |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役<br><small>ほそい かずあき</small><br>細井 和昭 | 当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案審議等につき、必要な発言を適宜行っております。<br>また、当事業年度開催の監査役会23回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 監査役<br><small>たなか きょうこ</small><br>田中 響子 | 当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案審議等につき、必要な発言を適宜行っております。<br>また、当事業年度開催の監査役会23回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

- イ. 社外取締役長浜洋一氏は、実践的な視点から当社の経営全般に助言し、当社の事業拡大やコーポレート・ガバナンス強化を通じ、企業価値の向上に寄与していただけると期待して選任しました。当事業年度の取締役会においては経営者としての豊富な経験と実績、幅広い見識を有した発言を適宜行っております。
- ロ. 社外取締役佐々木聡氏は、豊富な教育経験及び幅広い見識等を有しており、健全かつ効率的な経営の推進について指導することと期待して選任いたしました。当社の事業拡大やコーポレート・ガバナンス強化を通じて企業価値の向上に寄与し、当事業年度の取締役会においてはコンサルタントとしての経験と幅広い見識から必要な発言を適宜行っております。
- ハ. 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第23条第2項の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

### ③ 社外役員及び独立役員を選定基準の概要

当社における社外役員及び独立役員を選定基準の概要については、以下のとおりであります。

#### (社外役員選定基準)

以下のイ～ハすべてに該当する場合を社外役員の適格者とする。

- イ. 企業経営、または会計監査など専門的分野において、広い見識と十分な経験を有している。
- ロ. 当社の業務を理解し、当社の意思決定や業務執行に関する客観的かつ経験に根差したご意見をいただける。
- ハ. 親会社等の取締役、執行役等会社法における社外役員欠格者でない。

#### (独立役員選定基準)

東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める以下の基準に該当する場合を独立役員の適格者とする。

- イ. 当社の社外役員としての要件を満たしている。
- ロ. 議決権10%以上（含間接保有）を保有している大株主（当該会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員を含む）でない。



- ハ. 重要な取引関係（当社連結売上高の2%以上の取引が当社及び当社子会社との間にある場合をいう）のある企業の業務執行取締役、執行役、執行役員でない。
- ニ. 主要借入先の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員でない。
- ホ. 役員報酬以外に当社から多額（年額10百万円以上）の報酬を得ている公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントまたは監査法人、税理士法人、法律事務所等（社員、パートナー、従業員等を含む）でない。
- ヘ. ロ～ホの基準に該当する者の子会社、関連会社、親会社の大株主、それらの取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員やその近親者（配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族）でない。

#### 4. 会計監査人の状況

当社の会計監査人は、2021年6月29日開催の第142回定時株主総会において太陽有限責任監査法人が選任され、当事業年度（第143期）の会計監査は同監査法人が実施いたしました。なお、第142回定時株主総会終結の時を以て任期満了により退任したEY新日本有限責任監査法人は、前事業年度（第142期）に係る会計監査のみ実施いたしました。

##### (1) 名称

太陽有限責任監査法人

##### (2) 報酬等の額

- ・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 41百万円
- ・当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計 41百万円

(注1) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行の状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別していないため、上記の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、監査役の全員の同意により、その会計監査人の解任の決定を行うものとしております。また、会計監査人の継続監査年数を考慮して、監査役会の決議により、その会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求する決定を行うものとしております。

##### (4) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の海外子会社の計算書類監査の状況は以下のとおりです。

| 子 会 社                              | 国 名  | 監 査 法 人 名                     |
|------------------------------------|------|-------------------------------|
| Fujikura Composite America, Inc.   | 米 国  | KMJ Corbin & Company L L P    |
| IER Fujikura, Inc.                 | 米 国  | BOBER, MARKEY, FEDOROVICH     |
| 杭州藤倉橡膠有限公司                         | 中 国  | 浙江韋寧會計師事務所有限公司                |
| 安吉藤倉橡膠有限公司                         | 中 国  | 浙江韋寧會計師事務所有限公司                |
| FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG, INC. | ベトナム | Ernst & Young Vietnam Limited |

## 5. コーポレート・ガバナンスに関する状況

### (1) 子会社における不適切な会計処理について

過年度において、当社連結子会社である杭州藤倉橡膠有限公司及び安吉藤倉橡膠有限公司にて不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。それに伴い、2019年5月24日開催の取締役会において、特別調査委員会を設置し調査いたしました。その結果、本来は費用計上すべき一部経費が計上されていない等の会計処理が行われていたことが判明し、引き続き以下のことについて対策を講じております。

- ① FUJIKURA COMPOSITES行動規範の周知徹底
- ② 内部通報制度の再構築
- ③ ガバナンスの強化、現地董事会の関与強化及び規程の見直し
- ④ 内部統制制度の見直し及び規定の見直し
- ⑤ 内部監査体制の強化及び現地内部監査室の設置

内部統制にかかる基本方針の実効性を確保することで、ガバナンス態勢を建て直すとともに、コンプライアンスの徹底を実現し、健全な組織風土・企業文化を築いてまいります。

### (2) コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

#### ① コーポレート・ガバナンスについての基本的な考え方

多様な価値観を有するステークホルダーとの適切、かつ継続的な協力関係のもとで、中長期にわたって企業を存続させ、価値を持続的に向上させていく上でのコーポレート・ガバナンスの重要性については、当社においても認識しており、当社及び当社子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、経営理念、事業理念、定款、「FUJIKURA COMPOSITESコーポレート・ガバナンス方針」、CSR・コンプライアンスについての行動規範である「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」を柱として、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、公正で健全な経営、適正・迅速な意思決定と事業の運営、ステークホルダーとの良好な関係、法令順守を進めてまいりました。引き続き、当社グループの規模と性質に適した迅速な意思決定、取締役会から権限を移譲された業務執行者によるきめ細かな業務執行、事業の別や取締役・監査役といった職務の枠にとらわれない幅広い観点からの業務状況の把握と監督、一層の経営資源の有効活用といった形で経営の効率性、透明性を高めてまいります。

#### ② 株主の権利・平等性の確保

最も望ましい形での企業価値の向上に向けて、持続可能な形でコーポレート・ガバナンスの実効性を高めるため、当社は、取締役会・業務執行取締役・社外取締役、監査役会・監査役が、能動かつ有機的な連携を取りつつ、法令、定款、株主総会によりそれぞれに与えられた役割や責務を遂行できる体制を構築して、高度に専門的な経営判断を機動的に行うことを可能とするとも

に、株主の皆様が、投資、当社との対話、権利行使に必要な情報の提供や施策を行ってまいります。

### ③ 資本政策

当社グループは、経営環境の変化に備えるために資本を充実させるのみならず、企業価値の安定的かつ着実な成長のために必要な投資を着実に行って有効利用を図ることを資本政策の基本としており、当面の目標を、株主の皆様を始めとしたステークホルダーにわかりやすい経営指標（例：自己資本比率、ROE、売上高営業利益率）により開示しております。

また、株主の皆様への利益還元については、主として、中長期における事業の持続的な成長を支えるための原資として内部留保を確保した上で、配当性向、株主資本配当率などを勘案しながら安定配当することを基本方針としておりましたが、株主の皆様への利益還元をさらに充実させる観点から、改めて2023年3月期から株主還元方針を以下のとおり定めることといたしました。

#### 【変更前】

当社グループは株主の皆様への利益還元について、中長期における事業の持続的な成長を支えるための原資として内部留保を確保した上で、配当性向、株主資本配当率などを勘案しながら安定配当することを基本方針としております。

#### 【変更後】

当社は、株主の皆様への利益還元方針を以下のとおり定めております。

#### (1) 総還元性向

株主の皆様へは安定的な配当を継続しつつ、さらに利益還元を充実させるために、総還元性向30%を目標といたします。

#### (2) 配当

中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行います。

#### (3) 自己株式取得

自己株式の取得については、市場環境や資本効率等を勘案し、適切な時期に機動的に実施いたします。

#### (4) 株主優待

日頃よりご支援・ご理解賜っております株主の皆様への感謝の気持ちを込めて、引き続き株主優待制度を実施してまいります。現在当社はゴルフシャフトのリシャフト及びアウトドア用品をそれぞれ優待販売しております。

### ④ 政策保有株式として上場株式を保有する場合の保有及び議決権行使等の方針

当社は、企業間の連携が企業価値向上に必要な場合と考える場合に限り、上場株式を政策的に保有することがあります。その場合は、当該政策保有株式の保有の適否を個別に精査し、経済合理性の上から保有が適切でないと判断する場合は当該政策保有株式の縮減を検討します。

ただし、株式の保有目的が経済合理性による評価に適さない場合は、他の適

切な観点で判断することがあります。

また、議決権の行使については、当該株式の保有目的、当該企業を取り巻く環境、株式保有のリスクとリターンと当該会社提案の内容を勘案し、当社グループの企業価値向上に資するかどうかを基準に賛否を検討します。

当社の株式を保有している他社から当社株式の売却等の意向を示された場合には、売却等を妨げることはありません。

⑤ 買収防衛策の導入、公開買付けへの対応、増資等株主の皆様との利益に関わる株式政策・資本政策に対する方針

当社は、当社グループの企業価値の持続的な成長が株主の皆様共通の利益であるという観点から、施策の必要性・妥当性に関して十分に検討し、実施する場合は、当社の判断を株主の皆様へ説明して理解を求めながら、適正な手続きを踏んで実施いたします。

⑥ 関連当事者間等の取引に関する方針

当社においては、期末日現在で各役員に確認し、該当があれば、4月度取締役会で取引を報告します。また、予定がある場合は、特別な利害関係にある取締役を除いた取締役会において、予め承認を得て、取引を行います。

⑦ 株主・投資家との建設的な対話に関する方針

対話の目的と効果を考慮したうえで、当社の経営に精通した取締役社長、管理本部長等経営幹部が中心となり、IR、広報、経理等の機能を持つ管理本部や対話に必要な情報を有する部門と連携して、インサイダー情報の漏洩防止に配慮しながら、スモールミーティング、機関投資家に対するロードショー、個別取材を通じて、当社の事業内容、戦略、業績、資本効率、事業ポートフォリオ、設備・研究開発・人材等への投資、事業計画などについて対話を進めます。

当社では、半期ごとに作成される株主名簿で株主構造を把握するほか、定時株主総会決議通知と中間配当通知に同封する株主アンケートハガキにより、株主属性、保有方針、意見等の収集に努めています。

対話及び調査を通じて把握した株主の皆様からのご意見や株主構成は、必要に応じて、管理本部長より、取締役会、経営会議、他の経営幹部等に展開し、対応を行います。

インサイダー情報は、社内規程により管理方法が明確に定められており、これを順守することで、不用意な開示を防いでいます。

⑧ 情報開示に関する方針

当社においては、株主や投資家が、中長期における当社グループの企業価値の向上に向けて、当社との対話や権利行使を行う場合に必要な事項を開示するとともにステークホルダーに対し広く必要な情報を開示するという観点から、事業内容、経営の基本方針、経営戦略、財政状態・経営成績等の財務情報、資本政策、配当政策、リスクに係る情報などの基本的な当社及び当社グループの

情報、取締役会における決議事項等株主の皆様共通の利益に関する情報、取締役・監査役候補者の指名や報酬決定方針などの情報、環境問題やCSRへの取組に関する情報などを、株主総会招集通知・決算短信・有価証券報告書・適時開示資料、当社ウェブサイト、コーポレート・ガバナンス報告書等に記載して開示します。

開示にあたっては、ディスクロージャーポリシーを順守し、適時、適法な開示に留意します。

#### ⑨ 体制の概要

当社は、当社グループの意思決定と業務執行の効率性と透明性、公正性のバランスを考慮して、当社または他社における経営・事業・技術に関する十分な見識と経験を有する任期1年最大11名（現在は6名）の取締役により構成される取締役会に社外取締役2名を配し、社外監査役が過半数を占める監査役会と合わせて客観性に配慮した体制を採用しております。

また、取締役会が重要な問題に集中できるように、日常的な業務の執行に関する意思決定を業務執行取締役等主要な経営幹部に常勤監査役を加えたメンバーにより構成される経営会議に委任しております。

#### ⑩ 取締役候補者・監査役候補者、役付取締役の指名

当社は、取締役会規程において、取締役候補・監査役候補の指名、代表取締役・役付取締役の選定等の際し、独立役員に対し諮問する制度を従前から設けており、自由で闊達な意見交換を重視しております。当該諮問制度を活用して、独立役員の適切な関与、助言を得ることにより、効果的かつ透明性の高い決定プロセスの下で、代表取締役社長が、能力、経歴、専門分野での見識、コンプライアンス意識等を考慮して、企業価値の保全及び拡大の観点から取締役または監査役に最も適していると思われる人材を候補者として推薦し、独立役員への諮問を行った後、取締役会が審議の上、株主総会への付議（監査役候補者の場合は監査役会の同意を要します。）、代表権の付与、役付取締役の任命について決定しております。社外役員・独立役員については、法令、東京証券取引所、当社において定める社外性基準・独立性基準を満たす場合に指名できることとします。経営陣幹部の業務執行において、法令、定款等により定められた義務・付託に対し違反または懈怠があった場合、独立役員に対する諮問により透明性、客観性を確保しつつ業務執行の継続の可否、報酬面での対応の是非を検討します。

#### ⑪ 役員報酬

当社では、業務執行取締役については、職位に応じた固定報酬を中心としつつ、取締役の業績に対する意識の向上を目的として、連結経常利益を指標として算出する業績連動報酬を設けており、業績連動報酬は連結経常利益の一定割合を総額として、社外取締役を除く取締役の職位に基づき配分しております。

業績連動報酬の40%を株式取得目的の報酬として位置づけ、原則として「役

員るいとう」に抛出して当社の株式を取得するために充てることとしており、投資家と株式価値の向上について一体感を保つためのインセンティブを与えております。

ただし、社外取締役については、独立性を重視することから、固定報酬のみとしております。

⑫ 取締役会・監査役会の実効性をさらに高めるための取組み

当社では、取締役会・監査役会の実効性をさらに高めるため、事務局（管理本部）を中心として、社外役員への支援、コンプライアンス知識に関する研鑽機会の提供、会議運営の改善にあたり、コーポレート・ガバナンス機能の向上を図ります。

また、より実効性の高いコーポレート・ガバナンスを目指して、取締役会の実効性評価を行っております。

⑬ 多様な価値観を有する社員が能力を発揮できる企業の実現

女性、外国人、障害者などを含む多様な価値観を有する社員それぞれが、性別、国籍、障害を問わず自らの能力を発揮できる企業をめざします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社グループの取締役及び使用人の職務が効率的に行われることを確保するための体制及び職務の執行に係る事項の報告に関する体制

本項における体制は、以下のとおりとなっております。

イ. 効率的な事業体制

a. 業務執行にあたっては、グループ会社管理規程に基づいて、予め定められた職務権限及び妥当な意思決定ルールによって各部門（グループ会社を含む。以下、同じ。）の責任者に権限を委譲し、各責任者は経営の方針及び計画等に従って事業計画を策定し、その権限に基づいて実施する。

b. 執行にあたって生じる設備投資・要員の異動については、取締役会で決定した基本方針に基づいて、常勤取締役と主要責任者が構成する経営会議において、全社的な観点から詳細かつ十分に検討して決定する。

c. 目標を明確にし、効率のよい事業運営を行うため、予算管理規程に基づき全社及び各部門の年度予算を定め、それに基づいた業績管理を徹底しており、事業ヒアリング（四半期）、経営会議（月次）等を通じて、常時、状況を把握し、必要な修正を加える。

ロ. 妥当性、透明性、公正性を確保しつつ、意思決定における積極的なリスクテイクと効率的で適正な業務執行を可能とする体制

a. 取締役会等における付議事項（決議事項及び報告事項）、職務権限と業務分掌の明確化を行う。

- b. 中期経営計画等の重要な案件は、取締役会において多様な観点から議論を行った後に決定し、業務執行取締役に実施を委任する。
- c. 取締役会の実効性について定期的な評価を行う。
- d. 社外取締役に対し、適切な職務執行に必要な体制を整備し、支援を行う。

② 資産の保全が適正に行われるための体制

資産の取得、使用及び処分は、当社グループの社内規程に定める手続の下に実施する。

また、適切なリスク管理によって、顕在化した、または予見される損失に対して、資産への影響を限定する。

③ 情報の保存及び管理に関する体制

業務情報、財務情報、取締役の職務執行に係る情報（電子情報を含む。）等の保存及び管理は、当社グループの社内規程により定められた方法で行う。

④ 当社グループの損失の危険の管理に係る体制

当社グループでは、事業リスク、災害リスク、品質・環境リスク、安全衛生リスク、不当リスクなどリスクの種類に応じた管掌部門及び専門委員会がリスクを内包する部門と協力してリスクの継続的な識別、分析、評価、対応策の検討及び検証を行うほか、当社グループ全体に係る特に重要なリスクの継続的な識別、分析、評価、対応策の検討及び検証をリスクマネジメント委員会の管理下において、リスク管理を当社グループ横断的かつ統合的に行う。

⑤ 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（以下、「コンプライアンス体制」）は以下のとおりとする。

イ. 「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」

当社グループにおける法令及び社会倫理の順守の柱として「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」を制定し、これを全役職員が順守することとしており、これを基礎としてコンプライアンス体制を構築する。

ロ. コンプライアンス推進委員会

取締役を委員長とするコンプライアンス推進委員会を置き、「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」に基づいて、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握、コンプライアンス上のリスクの分析・評価、再発防止策の立案にあたる。

ハ. 複線的な内部通報経路

内部通報制度により複線的な情報伝達経路を定めており、外部の弁護士事務所の他、社内においては代表取締役社長、監査役、管理本部長、コンプライアンス推進委員長、人事総務部長、労働組合委員長、各事業所を管掌する人事担当チームの責任者のいずれかから通報者の意思により選択し、職制を



經由しない直接的情報伝達が可能となっている。

## ニ. モニタリング

当社内部監査室及び中国子会社2社の内部監査室は、コンプライアンス体制の整備・運用の状況を監査して内部統制の有効性を評価し、必要に応じて是正を要求するとともに、是正処置による有効性の回復を確認する。

### ⑥ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制は以下のとおりとする。

イ. 企業会計審議会の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」等内部統制の実施基準に定めるところに沿って体制を整備する。

ロ. 財務報告の適正性を確保するために実施する基準の詳細は別に定める。

### ⑦ 監査役による監査の実効性の確保

監査役による監査の実効性を確保するための体制は以下のとおりとする。

イ. 監査役を補助する使用人に関する体制

監査役は管理本部の所属員に監査役の事務を補助させることができる。またこれとは別にその職務の執行に必要な場合、取締役から独立して監査役の指揮下で監査業務の補助を行うための補助者を要請できるものとする。

監査役が補助者を要請した場合、当社は当該監査役と協議の上、補助者となる外部専門家・従業員等の人選、契約条件・監査役を補助している間の補助者の処遇等を決定する。

ロ. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助者の選任・解任・処遇の変更等は、補助者を要請した監査役と協議の上、決定する。

ハ. イ. の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

選任された補助者は、要請した監査役の直接の指揮下におき、その指示によりその職務を行う。

ニ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びグループ会社の取締役、監査役、使用人から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人（子会社の取締役及び監査役並びに使用人を含む。）から、事業に影響する重要事項について報告を受けるほか、取締役及び使用人に必要な事項について報告を求めることができる。

また、内部通報規程では、通報内容と調査結果の監査役への報告が規定されているほか、窓口として、使用人等から直接情報の提供を受け、自ら調査し、取締役会規程に基づき、取締役会等へ報告、是正処置を勧告することができる体制となっている。

ホ. 内部通報者及び内部通報を理由に不利益な取り扱いを受けた者が、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
社規「内部通報規程」の通報者保護に準じて取り扱う。

へ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社においては、監査役の請求に基づき、費用及び債務の全額を負担する。

ト. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な会合を持ち意見交換を行うほか、必要に応じて部門の責任者等に直接ヒアリングを行うなど、監査の強化を図る。

また、必要に応じて、会計監査人、内部監査部門、その他外部の専門家と連携して情報の収集と監査内容の充実に努める。

#### ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、自らの企業価値を守り、当社の社会的責任を果たす観点から反社会的勢力との関係遮断を「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」に規定し、これを記載した「マナー&ルールBook」をもって役員・社員への啓蒙を図るとともに、広く人事総務部を対応統括部署として、地域の警察と連絡を取りながら、従業員への研修、契約書への反社会的勢力排除条項の追加等、被害予防体制の強化を進める。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループでは、取締役会が定める内部統制の基本方針の下、次のように業務の適正を確保しております。

- ① 当社グループでは、法令、定款、当社グループにおける法令順守の柱である「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」を始めとする社内規程に則し、定期的開催される取締役会の監督の下、効率的、かつ、適正に業務を進めており、業務は、複線的な経路を有する内部通報制度と複数の取締役を中心に構成され、四半期ごとに開催されるコンプライアンス推進委員会により適法性、妥当性が監視されております。これに加えて、監査役、内部監査室、会計監査人の監査が定期的に行われております。
- ② 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、複数の取締役からなる内部統制室を置いて、当社グループ全体にわたって重要な内部統制プロセスを監視し、不備があれば速やかに是正しております。内部監査室及び会計監査人は、内部統制の整備と運用についての監査を毎年行っております。
- ③ 当社グループでは、コンプライアンスと内部統制について、役員及び専門部署が、期初朝礼、グループ全体キックオフ、階層別研修及び役員就任時などの機会を捉えて定期的に重要性の周知と持続的な順守へ向けた意識の強化に努めており

ます。

- ④ 当社グループでは、内部統制の基本方針に基づき、監査役による監査の実効性を確保するために、必要な支援を行っております。

以上

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部   |        | 負 債 の 部      |        |
|-----------|--------|--------------|--------|
| 流動資産      | 23,735 | 流動負債         | 8,636  |
| 現金及び預金    | 6,905  | 支払手形及び買掛金    | 2,805  |
| 受取手形及び売掛金 | 10,710 | 短期借入金        | 2,759  |
| 商品及び製品    | 2,223  | 未払法人税等       | 591    |
| 仕掛品       | 2,613  | 賞与引当金        | 545    |
| 原材料及び貯蔵品  | 836    | 災害損失引当金      | 69     |
| その他       | 512    | その他          | 1,865  |
| 貸倒引当金     | △66    | 固定負債         | 1,641  |
| 固定資産      | 14,015 | 長期借入金        | 85     |
| 有形固定資産    | 11,808 | 繰延税金負債       | 509    |
| 建物及び構築物   | 4,755  | 退職給付に係る負債    | 770    |
| 機械装置及び運搬具 | 3,096  | 資産除去債務       | 164    |
| 土地        | 3,200  | 環境対策引当金      | 27     |
| 建設仮勘定     | 206    | その他          | 82     |
| その他       | 548    | 負債合計         | 10,277 |
| 無形固定資産    | 100    | 純資産の部        |        |
| 投資その他の資産  | 2,105  | 株主資本         | 26,283 |
| 投資有価証券    | 1,217  | 資本金          | 3,804  |
| 長期貸付金     | 297    | 資本剰余金        | 3,212  |
| 退職給付に係る資産 | 180    | 利益剰余金        | 21,341 |
| 繰延税金資産    | 14     | 自己株式         | △2,074 |
| その他       | 1,794  | その他の包括利益累計額  | 1,180  |
| 貸倒引当金     | △1,399 | その他有価証券評価差額金 | 317    |
| 資産合計      | 37,750 | 為替換算調整勘定     | 837    |
|           |        | 退職給付に係る調整累計額 | 25     |
|           |        | 新株予約権        | 9      |
|           |        | 純資産合計        | 27,473 |
|           |        | 負債純資産合計      | 37,750 |

# 連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                           | 金     | 額      |
|-------------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                         |       | 37,190 |
| 売 上 原 価                       |       | 26,902 |
| 売 上 総 利 益                     |       | 10,288 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |       | 6,127  |
| 営 業 利 益                       |       | 4,160  |
| 営 業 外 収 益                     |       |        |
| 受 取 利 息                       | 32    |        |
| 受 取 配 当 金                     | 70    |        |
| 受 取 貸 料                       | 65    |        |
| 為 替 差 益                       | 382   |        |
| 補 助 金 収 入                     | 18    |        |
| そ の 他                         | 136   | 706    |
| 営 業 外 費 用                     |       |        |
| 支 払 利 息                       | 10    |        |
| 貸 貸 収 入 原 価                   | 31    |        |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 8     |        |
| そ の 他                         | 36    | 87     |
| 経 常 利 益                       |       | 4,778  |
| 特 別 利 益                       |       |        |
| 債 務 取 崩 益                     | 452   | 452    |
| 特 別 損 失                       |       |        |
| 災 害 に よ る 損 失                 | 69    | 69     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |       | 5,161  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 1,061 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 37    | 1,098  |
| 当 期 純 利 益                     |       | 4,062  |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | 4,062  |

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 残高及び変動事由                | 株 主 資 本 |           |           |         |        |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|---------|--------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高               | 3,804   | 3,212     | 17,676    | △20     | 24,672 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           | △397      |         | △397   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |         |           | 4,062     |         | 4,062  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |           | △2,053  | △2,053 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |           |         | —      |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —         | 3,665     | △2,053  | 1,611  |
| 当 期 末 残 高               | 3,804   | 3,212     | 21,341    | △2,074  | 26,283 |

| 残高及び変動事由                | その他の包括利益累計額      |              |                  |                   | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-------------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|-------|--------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |       |        |
| 当 期 首 残 高               | 316              | △82          | △87              | 147               | —     | 24,819 |
| 当 期 変 動 額               |                  |              |                  |                   |       |        |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |              |                  |                   |       | △397   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |                  |              |                  |                   |       | 4,062  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  |              |                  |                   |       | △2,053 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 0                | 919          | 112              | 1,033             | 9     | 1,042  |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 0                | 919          | 112              | 1,033             | 9     | 2,653  |
| 当 期 末 残 高               | 317              | 837          | 25               | 1,180             | 9     | 27,473 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 8社
- ・連結子会社の名称 株式会社キャラバン  
藤栄運輸株式会社  
Fujikura Composite America, Inc.  
杭州藤倉橡膠有限公司  
FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG, INC.  
IER Fujikura, Inc.  
FUJIKURA GRAPHICS, INC.  
安吉藤倉橡膠有限公司

##### ② 主要な非連結子会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社藤加工所  
株式会社藤光機械製作所
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社8社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社（株式会社藤加工所他7社）及び関連会社（道藤ゴム工業株式会社他1社）はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

###### ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ロ. 棚卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年から50年

機械装置及び運搬具 2年から9年

###### ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、使用するソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

#### ハ. 災害損失引当金

災害により被災した資産の原状回復等に要する支出に備えるため、その見積額を計上しております。

#### ニ. 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理費用見積額に基づき計上しております。

### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

#### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

#### ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### ⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の重要な収益及び費用の計上基準は以下の通りであります。

#### イ. 製品販売収益

当社及び連結子会社では、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。ただし、国内製品販売においては出荷から着荷までの期間が3日以内でほぼ100%となっていることから「収益認識に関する会計基準の適用指針第98項」に定める代替的な計上基準として出荷基準を採用しております。また、輸出製品販売においては船積時点で危険負担と費用負担が顧客に移転することから船積基準を採用しております。

#### ロ. 金型収益

顧客に支配が移転するものについては、支配移転時に売上を一括で計上しております。

#### ハ. 救命器具等整備業務収益

整備サービスの完了時点で収益を計上しております。

#### ニ. アウトドア製品販売収益

製品販売時において、値引きにより返金が生じない可能性が高いと見込まれる部分に限り取



引価格として売上を計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

### (2) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、返品権付きの販売について、従来は、売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品又は製品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、当該商品又は製品について受け取った又は受け取る対価の額で返金負債を認識する方法に変更しております。なお、返品資産については流動資産の「その他」、返金負債については流動負債の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は3百万円減少し、売上原価は2百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1百万円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことによる連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産の回収可能性に係る見積りについて

藤倉コンポジット株式会社

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|            |        |
|------------|--------|
| 繰延税金資産     | 545百万円 |
| 繰延税金負債     | 887百万円 |
| 繰延税金負債(純額) | 341百万円 |

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、取締役会によって承認された事業計画と、事業計画が策定されている期間を超えている期間についての市場の長期平均成長率の範囲内で見積った成長率に基づいて行っております。

将来の収益力に基づく課税所得の見積りにおける重要な仮定は、事業計画の基礎となる販売

数量の予測、製造原価の予測、及び事業計画期間後の成長率であります。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期やロシア・ウクライナ情勢の推移等に見積りには高い不確実性を伴うため、当該影響が想定以上に長期化・深刻化した場合には、重要な仮定に影響を及ぼす恐れがあり、これに伴い翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## (2) 固定資産の減損に係る見積りについて

FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG, INC.

同社はIFRSに準拠して、財務諸表を作成しております。

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|            |        |        |
|------------|--------|--------|
| 産業用資材セグメント | 有形固定資産 | 752百万円 |
|            | 無形固定資産 | 2百万円   |

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

同社の産業用資材セグメントは、事業環境の変化に伴い収益性が低下し減損の兆候があるため、減損の計上が必要であるかを検討しました。

その結果、上記イ.の各資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの割引現在価値がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を計上していません。

資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された事業計画と、事業計画が策定されている期間を超えている期間についての市場の長期平均成長率の範囲内で見積った成長率に基づいて行っています。

将来キャッシュ・フローの割引現在価値の見積りにおける重要な仮定は、事業計画の基礎となる販売数量の予測及び製造原価の予測、及び事業計画期間後の成長率並びに割引率であります。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期やロシア・ウクライナ情勢の推移等に見積りには高い不確実性を伴うため、当該影響が想定以上に長期化・深刻化した場合には、重要な仮定に影響を及ぼす恐れがあり、これに伴い翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 会計上の見積りの変更

当社の中国子会社の有形固定資産について、2020年9月に公表した中国子会社工場用地契約解除や2021年6月に公表した第6次中期経営計画において海外生産拠点の再配置の検討を開始したことを契機に、耐用年数到来時の価値について再検討いたしました。その結果、資産効率及び資本効率の向上を図り、また、当社グループのグローバル展開を踏まえ、グループ各社との整合性を図ることが合理的であると判断したため、当連結会計年度において残存価額を取得価額の10%又は3%から1%に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の売上総利益は164百万円、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ173百万円減少しております。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 26,552百万円 |
| (2) 輸出為替手形割引残高     | 48百万円     |

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### (1) 債務取崩益

当社の中国子会社において過年度に計上した未払債務について、履行義務が消滅したと判断したため取り崩したものであります。

### (2) 災害による損失

2022年3月に発生した地震により被災した当社原町工場の原状回復費用を計上しております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 23,446,209株   | 一株           | 一株           | 23,446,209株  |

### (2) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

##### イ. 2021年6月29日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

|           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 163百万円     |
| ・1株当たり配当額 | 7円         |
| ・基準日      | 2021年3月31日 |
| ・効力発生日    | 2021年6月30日 |

##### ロ. 2021年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

|           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 233百万円     |
| ・1株当たり配当額 | 10円        |
| ・基準日      | 2021年9月30日 |
| ・効力発生日    | 2021年12月1日 |

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 2022年6月29日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

|           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 336百万円     |
| ・1株当たり配当額 | 16円        |
| ・基準日      | 2022年3月31日 |
| ・効力発生日    | 2022年6月30日 |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

|             | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価  | 差額 |
|-------------|----------------|-----|----|
| ① 投資有価証券    |                |     |    |
| その他有価証券     | 975            | 975 | —  |
| 資産計         | 975            | 975 | —  |
| ② 長期借入金（*3） | 568            | 566 | △1 |
| 負債計         | 568            | 566 | △1 |

（\*1）「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分    | 当連結会計年度 |
|-------|---------|
| 非上場株式 | 241     |

(※3) 長期借入金については、連結決算日後1年以内に返済期限が到来するものを含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

| 区分     | 時価   |      |      |     |
|--------|------|------|------|-----|
|        | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計  |
| 投資有価証券 | 975  | —    | —    | 975 |
| 資産計    | 975  | —    | —    | 975 |

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：百万円)

| 区分    | 時価   |      |      |     |
|-------|------|------|------|-----|
|       | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計  |
| 長期借入金 | —    | 566  | —    | 566 |
| 負債計   | —    | 566  | —    | 566 |

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|               | 報告セグメント |       |        |     | 合計     |
|---------------|---------|-------|--------|-----|--------|
|               | 産業用資材   | 引布加工品 | スポーツ用品 | その他 |        |
| 日本            | 14,193  | 2,920 | 4,584  | 364 | 22,063 |
| 米国            | 1,921   | 277   | 3,840  | —   | 6,038  |
| 中国            | 4,966   | 103   | 26     | —   | 5,096  |
| その他           | 2,334   | 987   | 669    | —   | 3,991  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 23,416  | 4,289 | 9,119  | 364 | 37,190 |
| 外部顧客への売上高     | 23,416  | 4,289 | 9,119  | 364 | 37,190 |

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,304円24銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 180円58銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 連結計算書類の記載金額は表示単位未満を切捨てて記載しております。

# 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部   |        | 負 債 の 部                 |        |
|-----------|--------|-------------------------|--------|
| 流 動 資 産   | 16,268 | 流 動 負 債                 | 7,548  |
| 現金及び預金    | 1,820  | 支 払 手 形                 | 642    |
| 受 取 手 形   | 4,134  | 買 掛 金                   | 1,242  |
| 売 掛 金     | 3,935  | 短 期 借 入 金               | 3,288  |
| 商品及び製品    | 1,203  | 未 払 法 人 税 等             | 520    |
| 仕 掛 品     | 2,264  | 賞 与 引 当 金               | 516    |
| 原材料及び貯蔵品  | 54     | 災 害 損 失 引 当 金           | 69     |
| 短 期 貸 付 金 | 2,549  | そ の 他                   | 1,268  |
| そ の 他     | 305    | 固 定 負 債                 | 1,162  |
| 固 定 資 産   | 13,320 | 長 期 借 入 金               | 80     |
| 有形固定資産    | 7,279  | 退 職 給 付 引 当 金           | 713    |
| 建 物       | 2,226  | 繰 延 税 金 負 債             | 241    |
| 構 築 物     | 177    | 資 産 除 去 債 務             | 20     |
| 機 械 装 置   | 1,575  | 環 境 対 策 引 当 金           | 27     |
| 土 地       | 2,817  | そ の 他                   | 79     |
| 建 設 仮 勘 定 | 155    | 負 債 合 計                 | 8,711  |
| そ の 他     | 327    | 純 資 産 の 部               |        |
| 無形固定資産    | 54     | 株 主 資 本                 | 20,551 |
| 投資その他の資産  | 5,986  | 資 本 金                   | 3,804  |
| 投資有価証券    | 970    | 資 本 剰 余 金               | 3,212  |
| 関係会社株式    | 678    | 資 本 準 備 金               | 3,207  |
| 関係会社出資金   | 2,739  | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 5      |
| 長期貸付金     | 1,377  | 利 益 剰 余 金               | 15,608 |
| そ の 他     | 257    | 利 益 準 備 金               | 328    |
| 貸倒引当金     | △36    | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 15,280 |
| 資 産 合 計   | 29,588 | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       | 1,251  |
|           |        | 別 途 積 立 金               | 3,000  |
|           |        | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 11,028 |
|           |        | 自 己 株 式                 | △2,074 |
|           |        | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 317    |
|           |        | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 317    |
|           |        | 新 株 予 約 権               | 9      |
|           |        | 純 資 産 合 計               | 20,877 |
|           |        | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 29,588 |

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金    | 額      |
|-----------------------|------|--------|
| 売 上 高                 |      | 23,476 |
| 売 上 原 価               |      | 18,350 |
| 売 上 総 利 益             |      | 5,126  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |      | 3,468  |
| 営 業 利 益               |      | 1,657  |
| 営 業 外 収 益             |      |        |
| 受 取 利 息               | 17   |        |
| 受 取 配 当 金             | 868  |        |
| 為 替 差 益               | 161  |        |
| 受 取 賃 貸 料             | 44   |        |
| そ の 他                 | 26   | 1,118  |
| 営 業 外 費 用             |      |        |
| 支 払 利 息               | 10   |        |
| 賃 貸 収 入 原 価           | 7    |        |
| そ の 他                 | 36   | 54     |
| 経 常 利 益               |      | 2,721  |
| 特 別 損 失               |      |        |
| 災 害 に よ る 損 失         | 69   | 69     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |      | 2,652  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 631  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △100 | 530    |
| 当 期 純 利 益             |      | 2,121  |

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |            |                |              |            |                            |                      |              |            |            | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|-------------------------|---------|------------|----------------|--------------|------------|----------------------------|----------------------|--------------|------------|------------|--------|------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金      |                |              | 利 益 剰 余 金  |                            |                      |              | 自己株式<br>合計 | 株主資本<br>合計 |        |            |
|                         |         | 資 本<br>準備金 | その他資本<br>剰 余 金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準備金 | そ<br>の<br>他<br>剰<br>余<br>金 | 固 定 資 産<br>圧 縮 積 立 金 | 別 途<br>積 立 金 |            |            |        |            |
| 当 期 首 残 高               | 3,804   | 3,207      | 5              | 3,212        | 328        | 1,290                      | 3,000                | 9,266        | 13,885     | △20        | 20,881 |            |
| 当 期 変 動 額               |         |            |                |              |            |                            |                      |              |            |            |        |            |
| 剰余金の配当                  |         |            |                |              |            |                            |                      | △397         | △397       |            | △397   |            |
| 当 期 純 利 益               |         |            |                |              |            |                            |                      | 2,121        | 2,121      |            | 2,121  |            |
| 自己株式の取得                 |         |            |                |              |            |                            |                      |              |            | △2,053     | △2,053 |            |
| 固定資産圧縮<br>積立金の取崩し       |         |            |                |              |            | △38                        |                      | 38           | —          |            | —      |            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |            |                |              |            |                            |                      |              |            |            |        |            |
| 当期変動額合計                 | —       | —          | —              | —            | —          | △38                        | —                    | 1,762        | 1,723      | △2,053     | △330   |            |
| 当 期 末 残 高               | 3,804   | 3,207      | 5              | 3,212        | 328        | 1,251                      | 3,000                | 11,028       | 15,608     | △2,074     | 20,551 |            |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-------------------------|------------------|----------------|-------|--------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |        |
| 当 期 首 残 高               | 316              | 316            | —     | 21,198 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                |       |        |
| 剰余金の配当                  |                  |                |       | △397   |
| 当 期 純 利 益               |                  |                |       | 2,121  |
| 自己株式の取得                 |                  |                |       | △2,053 |
| 固定資産圧縮<br>積立金の取崩し       |                  |                |       | —      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 0                | 0              | 9     | 9      |
| 当期変動額合計                 | 0                | 0              | 9     | △320   |
| 当 期 末 残 高               | 317              | 317            | 9     | 20,877 |



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - ・ 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ③ 棚卸資産 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|      |         |
|------|---------|
| 建物   | 3年から50年 |
| 機械装置 | 2年から9年  |
- ② 無形固定資産  
（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、使用するソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 災害損失引当金  
災害により被災した資産の原状回復等に要する支出に備えるため、その見積額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から費用処理しております。  
また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

- ⑤ 環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理費用見積額に基づき計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の重要な収益及び費用の計上基準は以下の通りであります。

##### ① 製品販売収益

国内製品販売においては出荷から着荷までの期間が3日以内でほぼ100%となっていることから「収益認識に関する会計基準の適用指針 第98項」に定める代替的な計上基準として出荷基準を採用しております。輸出製品販売においては船積時点で危険負担と費用負担が顧客に移転することから船積基準を採用しております。

##### ② ライセンス料収益

海外子会社の技術支援料、知財、製造ノウハウ等に係る収入として、ロイヤリティに係る収益を計上しております。金額的重要性や事務処理面の実行可能性を考慮し、海外子会社での実際販売時の翌月に収益を計上しております。

##### ③ 金型収益

顧客に支配が移転するものについては、支配移転時に売上を一括で計上しております。

##### ④ 救命器具等整備業務収益

整備サービスの完了時点で収益を計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### (2) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる収益を認識する方法の変更はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の損益計算書に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことによる株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性に係る見積りについて

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|            |        |
|------------|--------|
| 繰延税金資産     | 541百万円 |
| 繰延税金負債     | 783百万円 |
| 繰延税金負債(純額) | 241百万円 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「3. 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性に係る見積りについて」に記載のとおりであります。

4. 貸借対照表に関する注記

|                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                | 18,393百万円 |
| (2) 偶発債務                          |           |
| 関係会社の金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っております。 |           |
| 杭州藤倉橡膠有限公司 保証債務                   | 180百万円    |
| (3) 輸出為替手形割引残高                    | 48百万円     |
| (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務            |           |
| ① 短期金銭債権                          | 3,104百万円  |
| ② 長期金銭債権                          | 1,377百万円  |
| ③ 短期金銭債務                          | 921百万円    |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|                   |          |
|-------------------|----------|
| ① 売上高             | 1,502百万円 |
| ② 仕入高             | 2,834百万円 |
| ③ 営業取引以外の取引による取引高 | 864百万円   |

災害による損失

2022年3月に発生した地震により被災した原町工場の原状回復費用を計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数は、以下のとおりであります。

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 49,537株     | 2,339,231株 | —          | 2,388,768株 |

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 種 類      | 会社等の名称   | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容          | 取引金額(百万円) | 科 目 | 期末残高(百万円) |
|----------|----------|-------------------|-----------|----------------|-----------|-----|-----------|
| その他の関係会社 | 株式会社フジクラ | 被所有直接22.7         | 営業取引      | 産業用資材製品の販売(注1) | 161       | 売掛金 | 51        |

(2) 子会社及び関連会社等

| 種 類   | 会社等の名称                                      | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係      | 取引の内容                    | 取引金額(百万円)         | 科 目            | 期末残高(百万円)    |
|-------|---------------------------------------------|-------------------|----------------|--------------------------|-------------------|----------------|--------------|
| 子 会 社 | 株式会社キヤラバン                                   | 100               | 営業外取引<br>役員の兼任 | 資金の貸付<br>資金の回収           | 80<br>150         | 短期貸付金          | 440          |
| 子 会 社 | FUJIKURA<br>COMPOSITES<br>HAIPHONG,<br>INC. | 100               | 営業外取引<br>役員の兼任 | 資金の貸付<br>資金の回収           | 1,617<br>1,936    | 短期貸付金          | 1,620        |
| 子 会 社 | 安吉藤倉橡膠<br>有限公司                              | 100               | 営業外取引<br>役員の兼任 | 資金の貸付<br>資金の回収           | —<br>828          | 短期貸付金<br>長期貸付金 | 150<br>1,080 |
| 子 会 社 | Fujikura<br>Composite<br>America,<br>Inc.   | 100               | 営業外取引<br>役員の兼務 | 資金の借入<br>資金の返済<br>配当金の受取 | 569<br>414<br>668 | 短期借入金<br>受取配当金 | 612<br>—     |

(注) 取引については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、決定しております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」と同一であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 991円05銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 94円29銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. 計算書類の記載金額は表示単位未満を切捨てて記載しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

藤倉コンポジット株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 磨紀郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堤 康 印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、藤倉コンポジット株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、藤倉コンポジット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

藤倉コンポジット株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 磨紀郎 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堤 康 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、藤倉コンポジット株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第143期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の過年度において中国子会社における不適切な会計処理が行われていた事実の件については、その対策について監視し、監査を強化してまいりました。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

藤倉コンポジット株式会社 監査役会

常勤監査役 植松 克夫 ㊟

社外監査役 細井 和昭 ㊟

社外監査役 田中 響子 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金16円  
総額336,919,056円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

##### (1) 第2条（目的）の変更

事業内容の字句の一部訂正を行うものであります。

##### (2) 第17条（電子提供措置等）の変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br/>(1) 次の各種製品の開発、設計、製造、加工、販売および輸出入<br/>(ア) 自動車、電車その他の輸送用機器、家庭用電化製品、住宅設備、エレクトロニクス機器、産業用機器、情報通信機器、電力設備機器、音響機器、印刷機器、検査機器用ゴム製品および同一用途を有する合成樹脂製品およびその他化学製品<br/>(イ) 液晶・半導体製造装置、医療機器、産業機械用空圧機器および同一用途を有する製品<br/>(ウ) 船舶・航空機用膨脹式救命いかだ、高架式乗込装置、災害用救命装置および同一用途を有する製品<br/>(エ) ゴルフ、山岳競技用等スポーツ用品<br/>(オ) 医療用品<br/>(カ) 空気電池<br/>(キ) 精密金型<br/>(ク) 登山、山歩き用等レジャー用品<br/>(ケ) スポーツ用およびレジャー用衣料品<br/>(コ) 医薬品、医薬部外品<br/>(サ) 福祉介護用品<br/>(2)～(7) (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br/><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> | <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br/>(1) 次の各種製品の開発、設計、製造、加工、販売および輸出入<br/>(ア) 自動車、電車その他の輸送用機器、家庭用電化製品、住宅設備、エレクトロニクス機器、産業用機器、情報通信機器、電力設備機器、音響機器、印刷機器、検査機器用ゴム製品および同一用途を有する合成樹脂製品およびその他化学製品<br/>(イ) 液晶・半導体製造装置、医療機器、産業機械用空圧機器および同一用途を有する製品<br/>(ウ) 船舶・航空機用膨脹式救命いかだ、<u>降下式乗込装置</u>、災害用救命装置および同一用途を有する製品<br/>(エ) ゴルフ、山岳競技用等スポーツ用品<br/>(オ) 医療用品<br/>(カ) 空気電池<br/>(キ) 精密金型<br/>(ク) 登山、山歩き用等レジャー用品<br/>(ケ) スポーツ用およびレジャー用衣料品<br/>(コ) 医薬品、医薬部外品<br/>(サ) 福祉介護用品<br/>(2)～(7) (現行通り)</p> <p>&lt; 削除 &gt;</p> |

< 新設 >

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)

< 新設 >

1. 変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。

3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                               | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                   | もり た けん じ<br>森 田 健 司<br>(1958年5月30日生)<br><b>再任</b>  | 1981年4月 当社入社<br>2005年4月 当社管理本部経理部長<br>2008年1月 当社管理本部副本部長兼同経理部長<br>2008年4月 当社管理本部長兼同経理部長兼大阪支店長<br>2008年6月 当社取締役<br>2010年4月 当社管理本部長兼同経理部長兼内部統制室長<br>2011年4月 当社管理本部長兼同人事総務部長兼内部統制室長<br>2012年4月 当社常務取締役<br>当社営業本部長兼大阪支店長<br>2016年4月 当社代表取締役社長（現）                     | 66,600株    |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>同氏は、当社入社以来、経理、人事労務、営業、海外事業に携わるなど、豊富な業務経験とグループ経営に関する深い知見を有しております。また、2016年に当社代表取締役社長に就任後、新たに制定した中期経営計画の実現に向け強力なリーダーシップを発揮し、当社グループにおける企業価値の向上、コーポレート・ガバナンスの基盤強化を推し進めております。これらの実績を踏まえて、取締役として適任であると判断したものであります。 |                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |
| 2                                                                                                                                                                                                                                   | かな い こう いち<br>金 井 浩 一<br>(1982年2月27日生)<br><b>再任</b> | 1997年7月 当社入社<br>2004年6月 Fujikura Composite America, Inc. 出向<br>2009年4月 当社印材事業部長<br>2010年4月 当社営業本部印材営業部長<br>2014年1月 当社営業本部海外戦略統括部米国統括<br>2015年6月 当社取締役<br>2018年4月 当社営業本部長<br>2019年4月 当社営業本部海外戦略統括部長<br>2020年4月 当社海外統括兼先端複合材担当兼引布加工品担当<br>2021年4月 当社常務取締役兼事業部統括（現） | 14,200株    |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>同氏は、当社入社以来、国内外問わず幅広い事業の拡大に携わり、豊富な経験と実績を有しております。現在は全事業部の統括を務めており、これまでの経験を生かし、事業拡大、収益改善への取り組み及び重要取引先との関係強化に尽力しております。これらの実績を踏まえて、取締役として適任であると判断したものであります。                                                      |                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                      | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社<br>株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                                                                              | たか はし ひで たか<br>高橋秀剛<br>(1963年3月23日生)<br>再任 | 2000年4月 当社入社<br>2012年4月 当社技術製造本部技術統括部副部長<br>2014年4月 当社技術製造本部技術統括部副部長<br>兼同加須工場長<br>2015年4月 当社技術製造本部副部長兼同技術<br>統括部長兼同加須工場長<br>2015年6月 当社取締役<br>2017年4月 当社技術製造本部副部長兼同技術<br>統括部長<br>2019年4月 当社技術製造本部副部長兼営業本<br>部海外戦略統括部副部長<br>2020年4月 当社技術製造統括兼事業開発統括部<br>長兼事業所統括部長<br>2021年4月 当社常務取締役兼管理本部統括(現)                                                                   | 18,215株        |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>同氏は、当社入社以来、技術開発に長く携わり、開発に関する高い見識と能力を有して<br>おります。現在は人事総務、経理及び情報システムなど管理部門の統括を務めており、人<br>材育成や内部統制システムの整備など当社グループの将来を見据えた管理・運営体制の向<br>上に尽力しております。これらの実績を踏まえて、取締役として適任であると判断したも<br>のであります。 |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |
| 4                                                                                                                                                                                                              | ゆげ ちかし<br>弓削千賀志<br>(1960年8月25日生)<br>再任     | 1984年4月 当社入社<br>2002年11月 当社工業用品事業部名古屋営業所長<br>2012年4月 杭州藤倉橡膠有限公司総経理<br>安吉藤倉橡膠有限公司総経理<br>2016年1月 当社営業本部工業用品営業部長<br>2016年4月 当社営業本部副本部長<br>2018年4月 当社大阪支店長<br>2018年6月 当社取締役(現)<br>2019年4月 当社営業本部海外戦略統括部副部長<br>2020年4月 当社営業統括兼産業用資材担当兼工<br>業用品事業統括部長<br>2021年4月 当社技術製造統括(現)<br>(重要な兼職の状況)<br>FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG, INC. 会長<br>杭州藤倉橡膠有限公司董事長<br>安吉藤倉橡膠有限公司董事長 | 8,900株         |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>同氏は、当社入社以来、国内外の事業拡大に携わり、豊富な経験と高い実績を有して<br>おります。現在は技術製造部門の統括を務めており、これまでの経験を生かし、将来当社の<br>主力となる新製品の開発に尽力しております。これらの実績を踏まえて、取締役として適<br>任であると判断したものであります。                                   |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                              | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                                              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5                                                                                                                                                                  | なが はま よう いち<br>長 浜 洋 一<br>(1950年1月1日生)<br>再任 社外 独立<br>在任期間 2年10カ月<br>(本總會終結時) | 1973年4月 藤倉電線株式会社(現 株式会社フジクラ)入社<br>1999年7月 同社経理部長<br>2003年6月 同社取締役経営企画室副室長<br>2006年4月 同社取締役常務執行役員コーポレート企画室長<br>2009年4月 同社代表取締役社長<br>2016年4月 同社代表取締役会長<br>2018年6月 同社相談役<br>2019年6月 藤倉化成株式会社社外取締役(現)<br>2019年8月 当社社外取締役(現)<br>2020年4月 株式会社フジクラ名誉顧問(現)             | 1,000株     |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>同氏は、経営者としての豊富な経験と実績、幅広い見識を有しており、実践的な視点から当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の事業拡大やコーポレート・ガバナンス強化を通じ、企業価値の向上に寄与していただけると期待し、取締役として適任であると判断したものであります。 |                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                |            |
| 6                                                                                                                                                                  | さ さ き あきら<br>佐々木 聡<br>(1951年8月18日生)<br>再任 社外 独立<br>在任期間 5年<br>(本總會終結時)        | 1974年4月 東レ株式会社入社<br>1979年4月 早稲田大学大学院(文学研究科社会学専攻研究生)入学<br>株式会社日本リサーチセンター入社<br>1981年4月 住友ビジネスコンサルティング株式会社(現 SMBCコンサルティング株式会社)入社<br>1985年8月 同社チーフコンサルタント<br>1996年4月 プライムコンサルティング株式会社代表取締役(現)<br>2016年9月 当社社外取締役(現)<br>2017年6月 (重要な兼職の状況)<br>プライムコンサルティング株式会社代表取締役 | —          |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>同氏は、豊富な教育経験及び幅広い見識等を有しており、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただき、当社の事業拡大やコーポレート・ガバナンス強化を通じて、企業価値の向上に寄与していただけると期待し、取締役として適任であると判断したものであります。        |                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                |            |

- (注1) 取締役候補者長浜洋一及び佐々木聡の両氏は、社外取締役候補者であります。
- (注2) 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注3) 取締役候補者長浜洋一氏が代表取締役を務めておりました株式会社フジクラでは、2018年8月31日に品質管理に関わる不適切な行為が行われた事実がある旨、同社から公表されております。
- (注4) 取締役候補者長浜洋一及び佐々木聡の両氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の定める独立役員選定基準を満たしており、当社は、各氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。
- (注5) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知13頁に記載の通りであります。各候補者が取締役を選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



## 社外役員及び独立役員を選定基準の概要

当社における社外役員及び独立役員を選定基準の概要については、以下のとおりであります。

### (社外役員選定基準)

以下のイ～ハすべてに該当する場合を社外役員の適格者とする。

- イ. 企業経営、または会計監査など専門的分野において、広い見識と十分な経験を有している。
- ロ. 当社の業務を理解し、当社の意思決定や業務執行に関する客観的かつ経験に根差したご意見をいただける。
- ハ. 親会社等の取締役、執行役等会社法における社外役員欠格者でない。

### (独立役員選定基準)

東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める以下の基準に該当する場合を独立役員の適格者とする。

- イ. 当社の社外役員としての要件を満たしている。
- ロ. 議決権10%以上（含間接保有）を保有している大株主（当該会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員を含む）でない。
- ハ. 重要な取引関係（当社連結売上高の2%以上の取引が当社及び当社子会社との間にある場合をいう）のある企業の業務執行取締役、執行役、執行役員でない。
- ニ. 主要借入先の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員でない。
- ホ. 役員報酬以外に当社から多額（年額10百万円以上）の報酬を得ている公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントまたは監査法人、税理士法人、法律事務所等（社員、パートナー、従業員等を含む）でない。
- ヘ. ロ～ホの基準に該当する者の子会社、関連会社、親会社の大株主、それらの取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員やその近親者（配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族）でない。

以 上



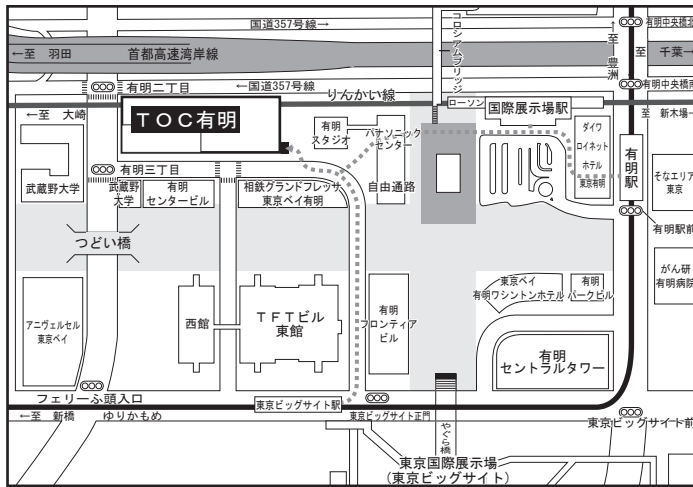


# 藤倉コンポジット株式会社

## 株主総会会場ご案内図

(場所) 東京都江東区有明三丁目 5 番 7 号  
T O C 有明 4 階 EASTホール

◎一旦、エスカレーターで2階へお上がりいただき、そこよりエレベーターもしくは別のエスカレーターで4階までお越しください。



\*\*\*\*\* 徒歩ルート

◎東京臨海高速鉄道りんかい線国際展示場駅 徒歩 5分

◎東京臨海新交通臨海線 (ゆりかもめ)

東京ビッグサイト駅1A出口または有明駅1A出口 徒歩 7分  
(ご来場の際は、公共の交通機関をご利用ください。)